

公布された規則のあらまし

佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（規則第 33 号）

- 1 佐賀県中央児童相談所設置条例の一部を改正する条例の施行に伴い、佐賀県行政組織規則ほか 4 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行することとした。